

天草市有害鳥獣被害防護柵 設置補助事業について



令和8年4月1日から電気柵用防草シート(電線入り)^(注1)も補助対象に!!

天草市では、有害鳥獣から農地を守るために防護柵を購入した方へ補助を行っています。

補助対象

電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵、トタン
電気柵用防草シート(電線入り)^(注1)など

注1: 電柵用防草シート(電線入り)は、補助率が
3割の方は補助対象になりません。

補助率

○単独で設置する場合

【補助率5割で上限50万円】(農業収入がある人)

【補助率3割で上限20万円】(農業収入がない人)

※「農業収入がある人」とは、補助金申請年度の課税対象となる確定申告等において農業収入を申告している人。

単独で設置する場合とは、

- ①自分の農地に隣接する農地が無い場合。
- ②隣接する農地A、Bには防護柵を設置するが、所有者等が異なるCには設置しない場合。

○共同で設置する場合

【補助率2/3で上限50万円】

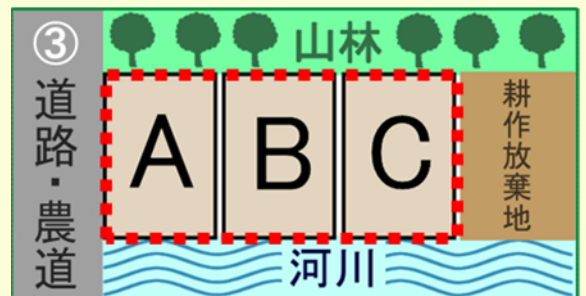
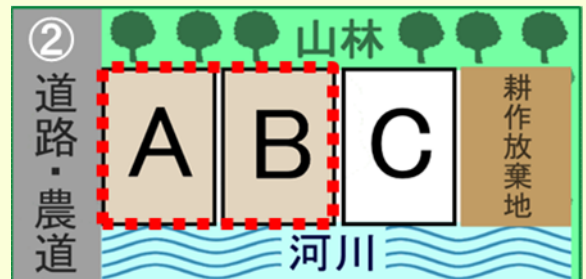
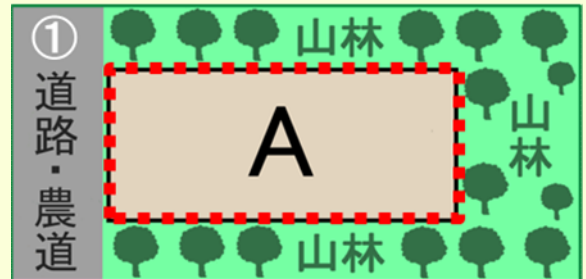
共同で設置する場合とは、

- ③隣接する農地A、B、Cを2戸以上の農家等で一体的に囲う場合。

※2筆以上の農地が対象です。

※防護柵の購入前に事前申請が必要です。

※③の場合でも、所有者又は耕作者が1戸の場合は単独設置(5割又は3割)となります。



○補助対象は天草市に住所(住民票)を有する人が、市内事業者から購入した資材に限ります。

○単独設置の場合、農業収入がある人は上限額に達するまで年度内に何回でも申請できます。

○単独設置の場合、農業収入がない人は年度内に申請できるのは1回です。

○補助金の計算は消費税を抜いた金額で行います。

○防護柵本体の新規および更新を伴わない、ポール、フック、コード、鉄筋など付属品のみ購入し、税込金額が30,000円未満の場合は補助対象外です。但し、バッテリー、ソーラーパネルなどの機器類は金額に関わらず対象です。

例1 15,000円のバッテリーと10,000円のポールを購入 → バッテリーのみ対象(15,000円)

例2 15,000円のバッテリーと20,000円のポールを購入 → バッテリー、ポールとも対象(35,000円)

○補助金の申請は、設置完了後30日以内、又は完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに申請書を提出してください。

申請窓口 本庁:農業振興課 牛深支所:産業振興課 その他の支所:まちづくり推進課

◆申請方法につきましては裏面をご覧ください◆

防護柵補助金の申請方法について

単独で設置する場合は、申請時に**写真**が必要です。

- ① 電気柵の場合、**本体の写真**と電気柵が設置してある**農地の写真**、計2枚が必要です。
※**電気柵の部品のみ**の購入であっても**本体の写真**が必要です。

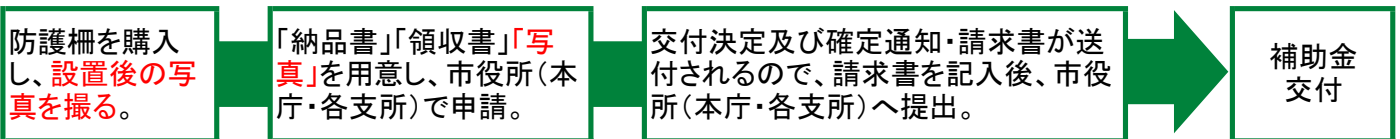


- ② 電気柵以外の防護柵の場合、**防護柵が設置してある農地の写真**を異なる方向から1枚ずつ、計2枚が必要です。



防護柵補助金申請の流れ

① 単独で設置する場合



② 共同で設置する場合

